平成２３年（フ）第８５号
秋田県山本郡八峰町峰浜石川字石川452番地
破産者　嶋津ユリ子
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第１０２号
秋田県能代市栄町４番７号
破産者　梅田　俊治
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第１９２４号
静岡市駿河区八幡３丁目11番９号、開始決定時の住所横浜市青葉区市ケ尾町509番地33
破産者　永井　雄三
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９７５号
横浜市青葉区松風台35番地12　エステート松風台30Ａ、開始決定時の住所横浜市緑区長津田１丁目21番23号　セトルコート長津田604号
破産者　森谷　隆之
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６９号
神奈川県藤沢市片瀬２丁目17番18号
破産者　坂間　範高
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３２１号
横浜市鶴見区矢向１丁目13番20―301号
破産者　小笠原敦子（旧姓矢坂）
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５２号
神奈川県座間市緑ケ丘４丁目19番30―708号　ブルーミングレジデンス相武台前
破産者　北村奈津子
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５５号
相模原市南区相模大野７丁目３番１―802号
破産者　堀川　勝之
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１８号
金沢市疋田１丁目184番地、従前の住所金沢市粟崎町１丁目90番地１
破産者　志伊礼　登
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２４５号
愛知県一宮市大和町宮地花池字中道47番地１　サークルコープ405号
破産者　中島知加子
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１５２４号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字南猪ノ阪４番地
破産者　西島　　操
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２号
兵庫県加東市秋津1561番地
破産者　金谷かおり
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第３６３号
京都府宇治市伊勢田町遊田12番地の64、住民票上の住所奈良市法蓮町804番地
破産者　杉田　和夫
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４２６号
香川県高松市西内町12番15号
破産者　中野　清美（旧姓大長）
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４０７号
愛媛県松山市石風呂町493番地
破産者　山下　義行
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３０４号
大分市大字荏隈191番地　アーバニティー荏隈Ｂ101
破産者　寺本　久子
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３５号
沖縄県浦添市字経塚745番地１　コーポラス経塚301号室、住民票上の住所沖縄県中頭郡西原町字幸地313番地の２　坂田ハイツＢ―34
破産者　嶺井千恵子
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１６８号
秋田県大館市早口字堤沢39番地１
破産者　小笠原高志
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第１５５号
長崎県佐世保市小佐々町黒石３番地44、旧住所長崎県佐世保市大潟町289番地49
破産者　村上　照子
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係